

# インターネットを利用した特許検索

若林 照和  
Wakabayashi Terukazu  
宮地 昭次  
Miyachi Shouji

## 1 まえがき

今日、インターネットの利用増加に伴い、情報流通サービスは世界規模で展開されている。

このような世界の流れから、特許法においても平成11年の法改正により、権利を得る要件の一つである発明の新規性・進歩性について、出願日前に「電気通信回線を通じて利用可能となった発明」については、新規性・進歩性がないとし、権利化が認められなくなった。

このことを踏まえて特許庁は、インターネットを利用して、特許公報類の閲覧を実施することにより、工業所有権へのよりよいアクセス環境を提供するために、平成11年3月、特許庁ホームページ(<http://www.jpo-miti.go.jp/indexj.htm>)上に特許電子図書館(Industrial Property Digital Library: IPDL)を開設した。

以下、特許庁が開設した特許電子図書館(以下 IPDL という)の概要について紹介する。図1は工業所有権情報利用の概念図を示す。

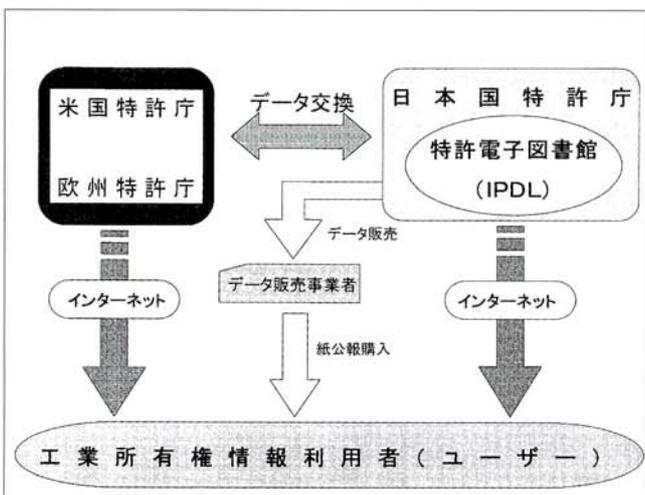


図1 工業所有権概念図

## 2 IPDLの概要

IPDLとは、日本国特許庁が明治以来発行している特許・実用新案・意匠・商標の公報類や関連情報(出願・登録に関する経過情報、審決取消訴訟集等)の工業所有権情報約4000万件と、その検索システムをインターネットを通じて公開している。

以下、IPDLの利用方法と各検索メニューの概要(図2)について紹介する。

## 2.1 特許・実用新案検索

### (1) 番号検索

あらかじめ公報番号(公開番号及び登録番号)が判明している場合は、特許・実用新案DB(図3)にて公報番号を入力すると、必要な公報を閲覧することができる。特許庁のデータベースには、明治18年からの公報データが蓄積されており、意匠・商標についても同様の検索システムを利用することができる。

当社では現在、主要製品に関係する紙公報を情報提供事業者から購入し、製品別に分け、公報に添付してある目次とともにファイリングして関係部署に回覧し、問題特許の有・無確認と、問題特許の回避策を実施している。

また、公報に記載されている参考文献を確認する場合とか、公報番号が判明していても手元に公報がないときは、特許・実用新案DBを利用し、公報を閲覧するようにしている。

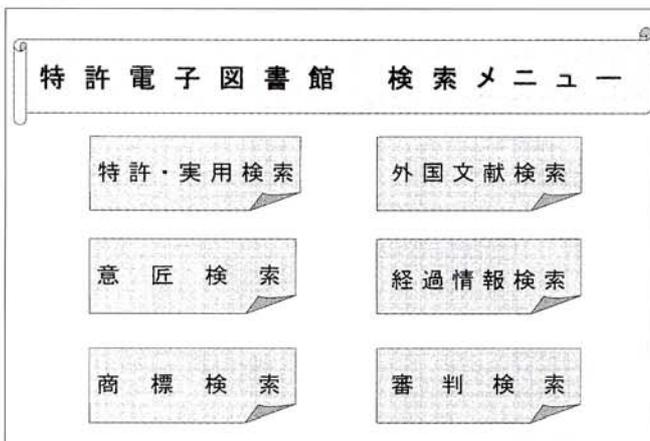


図2 検索メニュー

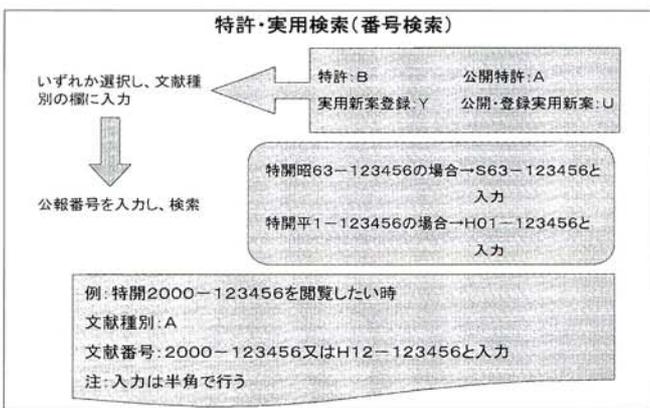


図3 特許・実用新案DBの一例

(2) フリーワード検索

技術用語からその技術に関する公報を検索する場合は、公報テキスト検索を利用する。図4、図5に当社製品である変圧器の検索例をもとにして検索時における注意事項を説明する。

- ①検索項目は“要約+請求の範囲”とする。
- ②キーワードは“変圧器”と入力。
- ③次行の検索項目は“公報発行日”とし、
- ④キーワードは“H120101:H120630”(平成12年1月1日から平成12年6月30日)と入力して検索を開始する。
- ⑤検索表示欄に“ヒット372件”と表示。
- ⑥つづいて、キーワードを変圧器と同義語の“トランス”として検索を開始する。
- ⑦検索表示欄に“2505件”と表示。

上記の検索で注目すべき点は、前⑤、⑦の項目で示すヒット件数の違いである。変圧器とトランスは同義語であるにもかかわらず、ヒット件数に違いがでる。これは技術内容からの検索ではなく、言葉から検索しているためで、検索例からいえば、公報中の“要約+請求の範囲”に“変圧器”もしくは“トランスと表記されている公報のみを検索してくるということになる。

なお、公報テキスト検索はヒット件数が500件以内であれば、一覧表示が可能で、公報も閲覧できる。しかし、500件を越えた場合は、一覧表示できないため範囲指定を行い、500件以内に抑えることが必要になる。また、範囲指定の検索項目は“公報発行日”を利用するとよい。これは、例えば、公開特許公報で何らかの条件を入力して検索する場合、“公開日”で検索すると公表・再公表公報(特許協力条約による出願の公開公報)が検索されず、公開特許公報のみ検索してくるからである。

また、この調査は、技術用語以外に、出願人、権利者、発明者及び特許分類等からも検索することができ、公報閲覧が簡単に行える。

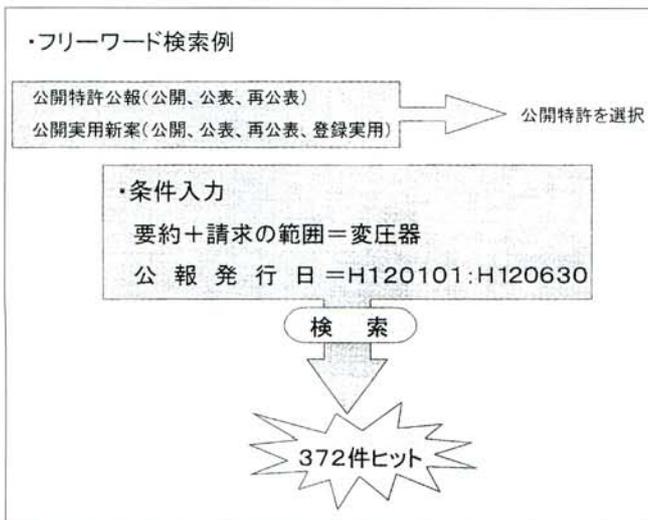


図4 公報テキスト検索例 変圧器と入力した場合

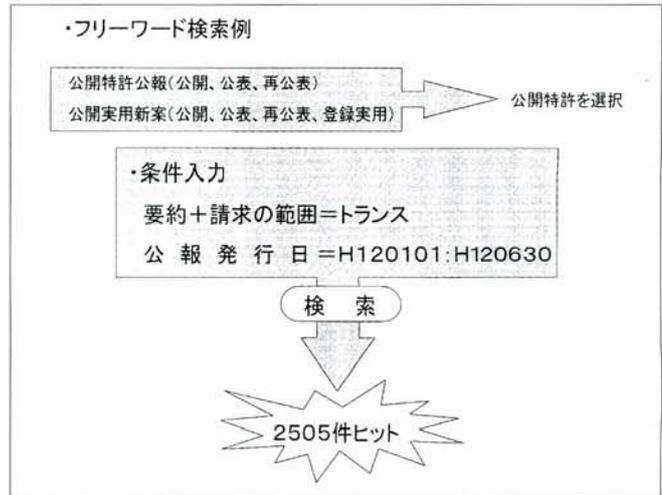


図5 公報テキスト検索例 トランスと入力した場合

(3) 番号照会

特許・実用新案文献番号照会(図6)では、例えば公開番号、登録番号が不明であり、出願番号のみ判明している場合は、出願番号を入力することにより、公開番号、登録番号を知ることが出来る(その逆も可)。また、審判が行われているものであれば、審決番号がわかり、容易に所望の公報を短時間で閲覧することができる(図7)。

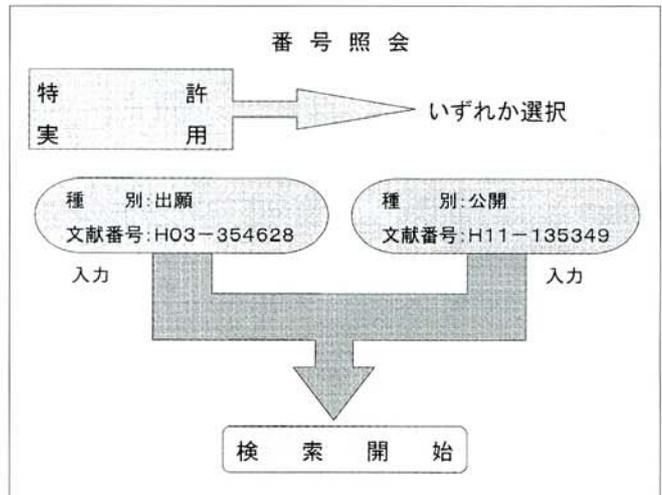


図6 特許・実用新案文献番号照会 検索例



図7 特許・実用新案文献番号照会 番号照会例

## 2.2 意匠検索

### (1) 分類からの検索

意匠の検索は、日本意匠分類／Dターム検索を利用する。検索を行う前に、検索対象である物品がどの分類に属するのか調べ、該当する分類を入力し、検索を行う。Dターム(特許庁内で使用している国際特許分類を細分化したもの)が存在すれば、これを使用することにより、検索ノイズ(関係のない情報)の少ない検索が可能となる。

## 2.3 商標検索

### (1) 文字商標検索

商標出願・登録情報では、商標名、各種番号、類、類似群コード等から、出願中あるいは権利存続中の商標に係る出願人等の書誌的事項から審査・登録状況等の経過情報を検索するシステムである。図8のような、完全一致検索(入力した文字(商標)を検索)の他、前方一致検索(“愛知”が商標の先頭にあり、それ以降の文字は問わない検索)、後方一致検索(“愛知”が商標の末尾にあり、それ以前の文字を問わない検索)、中間任意検索(商標中に“愛知”が含まれるものを検索)も行うことができる。

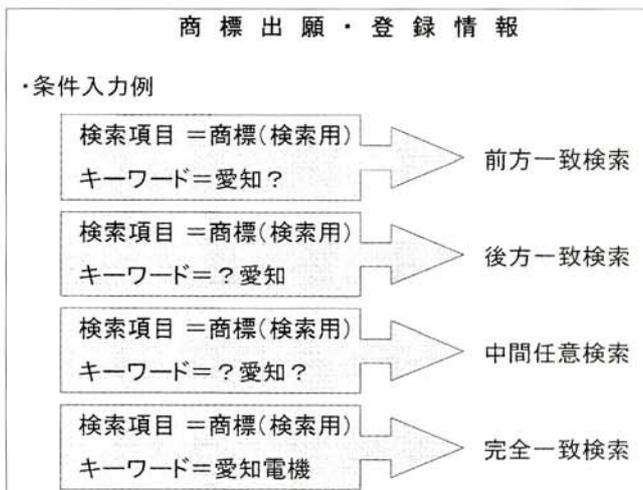


図8 商標出願・登録情報検索例

### (2) 称呼検索

称呼検索は、(1)の文字商標での検索を称呼により行う検索で、この検索は称呼をカタカナで入力し、しかも、類および類似群コードのいずれかを入力しなければならないため、検索対象の商標がどの類もしくは類似群コードに属するかを調べて検索する(図9)。

### (3) 図形商標検索

出願中又は権利存続中の図形からなる商標の出願人等の書誌的事項や、経過情報等を図形タームから検索するシステム。図形タームとは、図形商標構成中の図形要素をコード化してタームを付与したものである。

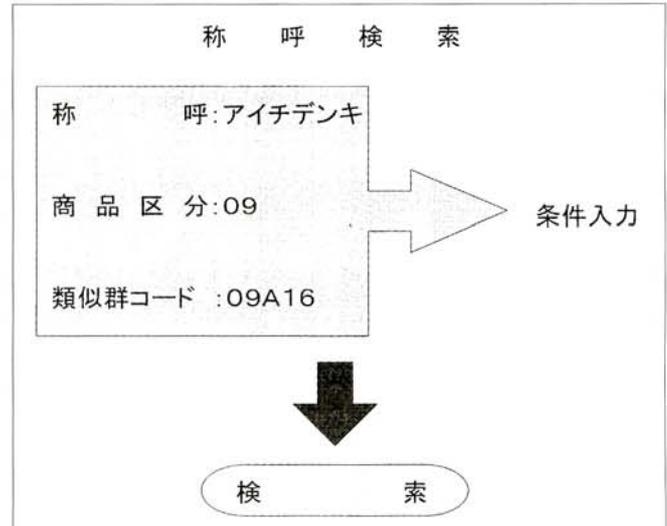


図9 称呼検索例

### (4) 日本国周知・著名商標検索

防護標章登録に係る登録商標、審決又は判決において周知・著名と認められた登録商標(例、SONY、National)を商標名で検索するシステム。文字商標、称呼検索の他、権利者からも検索が可能。図形商標、図形と文字で構成された商標も検索することができる。

## 2.4 その他の検索システム

### (1) 外国公報DB

このDBの活用により、国内公報だけでなく、米国・欧州で発行された公報も閲覧することができる。

### (2) 審決検索

#### ① 審決公報DB

各種の審判公報番号と、審判番号を入力することで閲覧することができる。

#### ② 審判審決情報検索

無効審判事件、拒絶査定不服審判事件、付与異議決定等の処分情報を出願番号、公開番号、登録番号、審判・異議番号から検索し、閲覧することができる。

#### ③ 経過情報(番号照会)

出願番号、公開番号、登録番号等から審査経過情報を閲覧することができる(図10)。しかし、現在は平成10年4月以降にデータ更新のあったものしか蓄積されていない。このため、蓄積されていないデータについては、必要であれば外部のデータベースを利用することになるが、使用料金を必要とする。しかし、IPDLは無料なので、平成10年4月より1年程前に公開もしくは登録された特許等の経過情報を必要とする場合は、IPDLで一度検索し、データが蓄積されていない場合は、外部データベースで検索することになる。

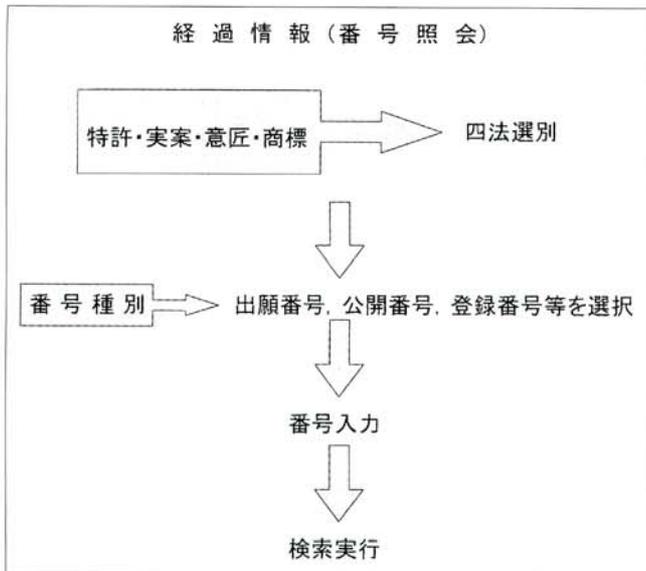


図10 経過情報検索

## 筆者紹介



若林 照和

Wakabayashi Terukazu

機器開発事業部 技術研究センター

知的財産グループ

特許等の知的財産業務に従事



宮地 昭次

Miyachi Shouji

機器開発事業部 技術研究センター

知的財産グループ長

特許等の知的財産業務に従事

## 2.5 公報出力

検索した公報を印刷する場合、公報表示画面において、公報を標準サイズのまま印刷すると文字が潰れて読みにくい。公報は読めなければ意味がなく、読みやすく印刷(出力)するためには次の事項を実行する。

- (1)公報画面を拡大表示に切替える。
- (2)Wordを開き、余白をできる限り少なくする。
- (3)拡大表示された公報画面を文書ソフトでコピーする。
- (4)印刷(完了)

以上の作業が必要な理由は、標準サイズと拡大サイズとではファイルが異なり、標準サイズの公報の解像度が100dpi拡大サイズの公報の解像度が200dpiと全く別物であるからである。

## 3 あとがき

“プロパテント”時代と呼ばれる今日、知財担当者は、工業所有権の知識レベルをより高くすることは云うまでもないが、技術者自身も特許の知識を深めることがプロパテント時代を勝ち抜く最大の方策である。

現在、多くの企業で特許明細書を技術者が書いていると思われるが、特許検索・特許調査の必要性については、技術者に十分浸透しているとは思えない。このため、当社では定期的に各部署でIPDL利用法等の研修会を開き、知的財産の普及・知識レベル向上に努めている。

## 4 参考文献

「特許電子図書館サービス利用マニュアル」特許庁  
(1999-7TPO)